

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号 (第17条関係)

事業の種類	事業の名称			事業の所在地 (電話番号)				
人材派遣業 (シフト勤務用)	株式会社サプル 札幌支店			札幌市中央区南一条西4丁目5番地 大手町ビル7F (電話 011-212-1981)				
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間			期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
					1カ月(毎月1日)	1年(4月1日)		
(1) 下記(2)に該当しない労働者	繁忙期、顧客からの電話が集中する為	コールセンター業務	100人	別紙	別紙	45時間 (特別条項は別紙)	360時間 (特別条項は別紙)	平成29年4月 1日から 平成30年3月 31日まで
(2) 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期間
繁忙期、顧客からの電話が集中する為		コールセンター業務	100人	シフト制により週2日、原則平日を休日とする。日曜日を起算として、6日目勤務を法定外、7日目勤務を法定内休日とする。	月4日以内 (法定外休日・法定内休日) 始業及び終業時刻は通常のシフト勤務に準ずる			平成29年4月 1日から 平成30年3月 31日まで

協定の成立年月日 平成29年2月21日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 管理部長

氏名 多田 弘美

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (従業員全員の投票により選出された。)

平成29年2月21日

職名 株式会社サプル 札幌支店
使用者

氏名 支店長 齋藤 伸一

札幌中央 労働基準監督署長 殿



シフト勤務社員の特別条項付き協定の内容について（別紙）

シフト勤務社員については下記のとおり協定する。

時間外労働をさせる必要のある具体的事由	①繁忙期、顧客からコールセンターへの電話が集中するため
延長する場合の手続き	会社は上記事由が生じた場合、その都度協議をせず、会社と労働者と前以て合意を得ていたものとする。よってあらためてその手続きは要しないものとする。
業務の種類	コールセンター業務
労働者数	100人
所定労働時間	一日8時間・一週40時間
延長することができる時間	一日6時間 一ヶ月70時間以内（起算日毎月1日）の回数は年6回迄とする。 45時間以下の回数は年6回とし、一年の合計は600時間以内とする。 （この場合の割増賃金率は、1か月45時間を超えた場合は25%、1年360時間を超えた場合は25%とする。）起算日4月1日
その他（休日労働）	所定休日に出勤させる場合、前以て派遣労働者に了解を得てから就業させるものとする。
期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
協定の成立年月日	平成29年2月21日
	労働者の過半数を代表する者の職名 管理部長 氏名 多田 弘美
	使用者 会社名 株式会社サプル 札幌支店 氏名 支店長 齋藤 伸一



平成29年2月21日

札幌中央 労働基準監督署長殿